

第七次千葉県障害者計画（案）の施策体系

基本目標	主要な施策	主な取組
障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築	1 入所施設等から地域生活への移行の推進	
	(1) グループホーム等の充実及び地域生活支援拠点等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○グループホームの量的拡充 ○市町村における地域生活支援拠点等の整備促進 ○短期入所事業所の整備促進 ○地域活動支援センターの充実に向けた支援 ○日常生活自立支援事業による援助 ○「強度行動障害のある方の支援者に対する研修事業」の実施 ○在宅支援の拠点としての入所施設の活用 ○千葉県重度の強度行動障害のある方への支援システムの運用 ○千葉県袖ヶ浦福祉センターの廃止 ○千葉県千葉リハビリテーションセンターの施設整備
	(2) 日中活動の場の充実	
	(3) 地域生活を推進するための在宅サービスの充実	
	(4) 重度・重複障害のある人等の地域生活移行の推進	
	(5) 入所施設の有する人的資源や機能の活用	
	(6) 県立施設の在り方	
	2 精神障害のある人の地域生活の推進	
	精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築	<ul style="list-style-type: none"> ○精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 ○精神科救急のための空床確保の推進
	3 障害のある人への理解を広げ権利を擁護する取組の推進	
	(1) 障害のある人への理解の促進	<ul style="list-style-type: none"> ○広域専門指導員・地域相談員による周知・啓発活動 ○福祉教育推進校の指定 ○虐待防止アドバイザーの派遣 ○障害者差別解消支援地域協議会の設置支援 ○手話通訳者養成研修事業の実施 ○手話言語等条例等の周知 ○「障害のある人に対する情報保障のためのガイドライン」の周知
	(2) 子どもたちへの福祉教育の推進	
	(3) 地域における権利擁護体制の構築	
	(4) 地域における相談支援体制の充実	
	(5) 手話通訳等の人材育成、手話等の普及促進	
	(6) 情報・コミュニケーションバリアフリーのための普及啓発	
	4 障害のある子どもの療育支援体制の充実	
	(1) 障害のある子どものライフステージを通じた一貫した療育支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○ライフサポートファイルの導入や活用の促進 ○児童発達支援センター設置の促進 ○障害のある子どもを受け入れる短期入所事業所の拡充 ○障害児等療育支援事業の推進 ○療育支援コーディネーターの配置促進 ○医療的ケア児支援のための関係機関等の協議の場の設置促進 ○特別支援教育に関する研修の充実
	(2) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化	
	(3) 地域における相談支援体制の充実	
	(4) 障害のある子どもへの医療・福祉サービスの充実	
	(5) 障害のある子ども一人一人が十分に教育を受けられるための取組の充実	
	5 障害のある人の相談支援体制の充実	
	(1) 地域における相談支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○基幹相談支援センターの設置促進 ○相談支援専門員等の育成ビジョンの明確化 ○医療的ケア児の相談支援に従事する相談支援専門員のスキルアップ
(2) 地域における相談支援従事者研修の充実		
(3) 障害のある子どもと家族への在宅支援機能の強化		
6 障害のある人の一般就労の促進と福祉的就労の充実		
(1) 就労支援・定着支援の体制強化	<ul style="list-style-type: none"> ○障害の特性に応じた就労支援の充実・強化 ○民間企業における障害のある人の雇用及び職域拡大の促進 ○障害者就業・生活支援センターによる障害のある人の就業支援 ○雇用管理上のアドバイスを行う企業支援員の配置 ○就労促進に向けた関係機関のネットワークの強化 ○就労継続支援事業所に対する支援の実施 ○千葉県障害者就労事業振興センターを通じた障害者就労施設等への発注の促進 ○多様な働き方の選択の尊重に向けた支援 	
(2) 障害者就業・生活支援センターの運営強化		
(3) 障害のある人を雇用する企業等への支援		
(4) 支援機関や関係機関のネットワークの構築及び情報共有化		
(5) 福祉施設等で生産活動・福祉的就労を行う障害のある人の賃金（工賃）向上への取組の推進		
(6) 障害のある人の自らの価値観に基づいた働き方の選択を尊重した支援		
7 障害のある人一人ひとりに着目した支援の充実		
(1) 地域の支援施設等のみでは支援が困難な障害に対する支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○千葉県発達障害者支援センター（CAS）を拠点とした研修等の実施 ○福祉型短期入所事業所に対する報酬加算の実施 ○重度心身障害者（児）の医療費補助 ○ひきこもり地域支援センターにおけるアウトリーチ型支援の充実 ○保護観察所等の関係機関と連携した支援 	
(2) 通所サービスだけでは支援が困難な障害に対する支援の推進		
(3) 重度・重複障害のある人の負担軽減の推進		
(4) ひきこもりに関する支援の推進		
(5) 矯正施設からの出所者等に対する支援の推進		
8 様々な視点から取り組むべき事項		
(1) 人材の確保・定着	<ul style="list-style-type: none"> ○社会福祉士、介護福祉士、ホームヘルパー等の人材養成 ○共生型サービス事業所の設置促進 ○心身障害児者歯科保健巡回指導事業の実施 ○障害者スポーツ指導者の養成 ○障害のある人が制作する文化芸術作品や芸能の発表の場の提供 ○公共施設等のバリアフリー化の推進 ○公営住宅のバリアフリー化 ○災害時の要配慮者に係る市町村の取組の促進 ○障害者支援施設等における感染症対策 ○音声によらない緊急通報システムの周知 ○各種マークの県民への周知と理解の促進 	
(2) 高齢期に向けた支援		
(3) 保健と医療に関する支援		
(4) スポーツと文化芸術活動に対する支援		
(5) 住まいとまちづくりに関する支援		
(6) 暮らしの安全・安心に関する支援		
(7) 障害のある人に関するマーク・標識の周知		